

## 東京宝島事業におけるロゴマーク利用取扱要領

令和元年 11 月 20 日付 31 総行振第 1125 号  
改正 令和 3 年 1 月 20 日付 2 総行振第 2363 号

### (目的)

第 1 条 この要領は、島しょ地域のブランド化を目指す東京宝島事業におけるロゴマークの利用に関する必要な事項を定め、適切な利用を図ることにより、島しょ地域及び東京宝島事業の認知拡大、島しょ地域関係者のブランド化に向けた機運醸成に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、東京都著作権取扱要綱（平成10年 7 月 10 日付10財管総第50号）の例による。

なお、「島しょ地域の町村」とは、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村をいう。

### (ロゴマークの利用に関する権利)

第 3 条 ロゴマークの利用に関する一切の権利は、東京都（以下「都」という。）に属する。

### (ロゴマークの利用目的及び用途)

第 4 条 ロゴマークは、利用目的が島しょ地域の魅力や東京宝島事業を広く訴求し、理解を促進させるもの又は島しょ地域関係者のブランド化に向けた機運を醸成するものであって、かつ利用用途が次の各号のいずれかに該当するものに限り利用することができる。

- (1) イベント実施箇所や物産販売拠点等での掲示
- (2) WEBサイト、SNSへの掲載
- (3) 雑誌、ポスター、リーフレット等への掲載
- (4) 前三号に規定する方法以外のプロモーション
- (5) その他都が認めるもの

### (利用できるロゴマーク)

第 5 条 ロゴマークは、別図 1 の図案及び文字列並びに使用フォントをいう。ただし、やむを得ない場合は、別図 2 のとおり文字を除く図案のみの利用も可能とする。

### (利用方法)

第 6 条 ロゴマークは、前条の規定により定められた形状、色彩等に従って正しく利用するものとし、その一部のみの利用（前条の規定で定めるものを除く。）、変形、他の図形や文字と重ねて利用することは認めない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合にあっては、この限りでない。

(目的外使用の禁止)

第7条 ロゴマークは、第4条に定める目的以外の用途に使用してはならない。

(利用許諾の申請)

第8条 ロゴマークの利用を希望する者(都の各部局等による利用を含む。東京宝島事業内での利用を除く。)は、あらかじめ利用許諾申請書(別記第1号様式)を東京都知事(以下「知事」という。)に提出し、利用の許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ロゴマークの利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、利用許諾申請を要しない。

3 知事は、申請者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用者の制限)

第9条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めないものとする。

(1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

(2) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者

(3) (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

(4) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置期間中の者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者

(6) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(7) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)、公職にある間に犯した刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

(8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(9) 税法違反(法人税法(昭和40年法律第34号)違反、所得税法(昭和40年法律第33号)違反、地方税法(昭和25年法律第226号)違反(法人事業税、個人事業税))及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年条例第215号)(建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止)違反がある者

(10) 政治団体、宗教団体若しくはこれらに類するもの、または特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者

(11) 都の指名停止措置を受けている者

- (12) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (13) 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者
- (14) その他、知事が不適切と認める者

#### (利用の許諾)

第 10 条 知事は、第 8 条の規定による利用の申請があったときは、その内容を審査し、当該利用が第 4 条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。この場合において、知事はロゴマークの利用方法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。

2 知事は、前項に規定する利用許諾を行った場合、利用許諾書(別記第 2 号様式)により、申請者へ通知するものとする。

また、利用許諾を行った場合は、必要に応じ、E-mail 等によりロゴマークのデータ (jpg/ai 形式) を利用許諾申請者へ通知するものとする。

3 利用許諾の期間は、原則として利用許諾申請書に記載の期間とする。ただし、期間は利用開始日から 1 年を超えないものとする。

#### (利用の制限)

第 11 条 知事は、前条の規定にかかわらず、申請者のロゴマーク利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 都の信用又は品位を害すると認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 東京宝島事業の趣旨を損なうと認められるとき。
- (5) 特定の個人、団体、法人(都及び島しょ地域の町村を除く。)若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行う恐れがあると認められる場合。
- (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条各号に規定する営業又はその広告等に利用されるとき。
- (8) 都の政策と相反する主張を行うものであるとき。
- (9) ロゴマークの利用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (10) その他知事が不相当と認めるとき。

2 利用許諾の申請にかかわらず、前項の規定に該当する恐れがあるときは、商標法など関係法令に基づき、必要な対応をとることができる。

#### (利用許諾内容の変更)

第 12 条 第 10 条の規定により許諾を受けた者(以下、「利用者」という。)が、当該利用許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ、利用許諾変更申請書(別記第 3 号様式)を知事に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第 8 条から前条までの規定を準用する。

(利用上の遵守事項)

第 13 条 利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの利用が第 4 条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 利用許諾(第 12 条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容に限ること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を都の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡、転貸、又は承継しないこと。
- (4) 都が提供したロゴマークに係る素材について、都から提供された色及び形のまま利用すること。
- (5) 当該利用に係る物件の完成品のサンプルを提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (6) ロゴマークを利用する物件は、製造に当たって環境に配慮するなど、都の指針を踏まえたものとする。
- (7) 事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (8) 第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、この要領及び利用許諾内容に基づいてロゴマークを取り扱うよう義務付ける契約を利用者の責任で行い、管理を徹底すること。
- (9) その他各種の法令を順守すること。

(利用状況の報告等)

第 14 条 知事は、利用者に対し、利用状況について報告を求め、又は調査することができる。

(利用料)

第 15 条 ロゴマークの利用料は、無償とする。

(利用許諾の取消し)

第 16 条 知事は、ロゴマークの利用がこの要領及び利用許諾内容に違反していると認められるときは、当該許諾を取消し、当該許諾に係る物件の回収を命じることができる。

- 2 前項の規定により許諾を取り消された者は、取消の日からロゴマークを利用してはならない。
- 3 第 1 項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。
- 4 知事は、前三項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(利用許諾を受けずにロゴマークを利用した場合の措置)

第 17 条 知事は、この要領に基づき必要な利用許諾を受けずにロゴマークを利用し、又は利用しようとしている者について、その利用の停止を求めることができる。

(利用の非独占性等)

第 18 条 この要領による利用許諾は、利用者がロゴマークの一部又は全部を独占して利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について都が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 19 条 都は、この要領による利用許諾の申請、利用許諾の内容変更の申請又は利用状況の報告及びロゴマークの利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第 20 条 都は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、利用対象物等の瑕疵(かし)により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、都に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。
- 3 利用者は、ロゴマークの利用に際して故意又は過失により都に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を都に賠償しなければならない。
- 4 知事は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(事務)

第 21 条 本要領に関する事務は、都総務局行政部振興企画課が行う。

(その他)

第 22 条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則 (令和元年 11 月 20 日)

この要領は、令和元年 11 月 20 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 1 月 20 日)

この要領は、令和 3 年 1 月 20 日から施行する。

(別図1)



東京宝島

TOKYO  
TREASURE ISLANDS

(別図2)



年 月 日

東京都知事 殿

申請者住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名）  
連絡先（担当者名、電話番号）

東京宝島事業ロゴマーク利用許諾申請書

東京宝島事業におけるロゴマークを利用したいので、「東京宝島事業におけるロゴマーク利用取扱要領」第8条に基づき、下記のとおり申請します。

なお、利用に当たっては、同要領に定める事項を遵守するとともに、同要領第9条及び第11条の各号に該当すると認められた場合は、直ちに利用を中止することを誓約いたします。

また、私（私を代表とする法人・団体）は、同要領第9条のいずれにも該当する者ではないことを誓約いたします。

記

1 申請内容

利用目的	
利用方法	(種類・名称・規格・数量等)
利用場所	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2 添付書類

- ・企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- ・申請者の概要が分かるもの（2回目以降は、内容に変更がなければ省略可）
- ・その他参考となる資料

年 月 日

## 東京宝島事業ロゴマーク利用許諾書

殿

東京都知事

年 月 日付で申請のあった東京宝島事業におけるロゴマークの利用について、「東京宝島事業におけるロゴマーク利用取扱要領」第10条2項により、下記のとおり許諾します。

### 1 許諾内容

利用目的	
利用方法	
利用場所	
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他の許諾条件 指 示 事 項	

### 2 許諾番号

許諾番号：第 号



年 月 日

東京都知事 殿

申請者住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名）  
連絡先（担当者名、電話番号）

東京宝島事業ロゴマーク利用許諾変更申請書

年 月 日付で許諾（許諾番号 第 号）を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

なお、変更後の利用に当たっては、「東京宝島事業におけるロゴマーク利用取扱要領」に定める事項を遵守するとともに、同要領第9条及び第11条の各号に該当すると認められた場合は、直ちに利用を中止することを誓約いたします。

また、私（私を代表とする法人・団体）は、同要領第9条のいずれにも該当する者ではないことを誓約いたします。

記

変更内容